

令和5年3月6日
都市整備部建築課

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正する（都市整備部関係手数料）。

2 改正概要

- (1) 建築基準法に係る許可、認定手数料において次の手数料の新設等を行う。
 - ア 容積率の算定に当たり、住宅等に設ける機械室等の床面積を不算入とする認定制度の創設に伴う認定手数料
 - イ 建築物の再生可能エネルギー源の利用に資する太陽光パネル等設備を屋根などに設置した場合の、高さ制限に係る特例許可の拡充に伴う許可手数料
 - ウ 一団の土地の区域を一の敷地とみなす一団地認定制度の対象行為に、大規模修繕・模様替が追加されたことに伴う許可及び認定手数料
- (2) 低炭素建築物新築等申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料において、次の手数料を定める。
 - ア 複合建築物の非住宅部分（全体）と住宅部分（全体）の認定手数料（共同住宅等及び複合建築物の住戸ごとの認定手数料は廃止）
 - イ 一戸建て及び共同住宅等の省エネ性能評価に係る新たな誘導仕様基準の導入に伴う認定手数料
- (3) その他所要規定の整備を行う。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日から施行。ただし2(1)については令和5年4月1日から施行。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第 1 ～別表第 5 (略)				別表第 1 ～別表第 5 (略)			
別表第 6 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 2 4 年法律第 8 4 号) に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) に基づく事務に係る手数料を除く。) (第 6 条関係)				別表第 6 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 2 4 年法律第 8 4 号) に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) に基づく事務に係る手数料を除く。) (第 6 条関係)			
事務	手数料 の名称	額	徴収 時期	事務	手数料 の名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
3 4 建築基準法第 5 1 条ただし書 (同法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等の敷地許可申請手数料	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円	許可申請のとき	3 4 建築基準法第 5 1 条ただし書 (同法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等の敷地許可申請手数料	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円	許可申請のとき
				3 5 建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認定申請のとき

<u>3 5 ～ 3 8</u> (略)	(略)		
<u>3 9</u> 建築基 準法第 5 5 条第 2 項の 規定に基づ く建築物の 高さに関す る特例の認 定の申請に 対する審査	建築物 の高さの特 例認定申 請手数料	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認 定 申 請 の と き
<u>4 0</u> 建築基 準法第 5 5 条第 3 項各 号の規定に 基づく建築 物の高さの 許可の申請 に対する審 査	(略)		
<u>4 1</u> (略)	(略)		
<u>4 2</u> 建築基 準法第 5 7 条第 1 項の 規定に基づ く建築物の 高さに関す る制限の適 用除外に係 る認定の申 請に対する	高架の 工作物内に 設ける建 物の高さ に関する 制限の適 用除外に 係	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認 定 申 請 の と き

する審査			
<u>3 6 ～ 3 9</u> (略)	(略)		
<u>4 0</u> 建築基 準法第 5 5 条第 2 項の 規定に基づ く建築物の 高さに関す る特例の認 定の申請に 対する審査	建築物 の高さの特 例認定申 請手数料	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認 定 申 請 の と き
<u>4 1</u> 建築基 準法第 5 5 条第 3 項の 規定に基づ く建築物の 高さに関す る特例の許 可の申請に 対する審査	建築物 の高さの特 例許可申 請手数料	1 件につき 1 6, 0 0 0 円	許 可 申 請 の と き
<u>4 2</u> 建築基 準法第 5 5 条第 4 項各 号の規定に 基づく建築 物の高さの 許可の申請 に対する審 査	(略)		
<u>4 3</u> (略)	(略)		
<u>4 4</u> 建築基 準法第 5 7 条第 1 項の 規定に基づ く建築物の 高さに関す る制限の適 用除外に係 る認定の申 請に対する	高架の 工作物内に 設ける建 物の高さ に関する 制限の適 用除外に 係	1 件につき 2 8, 0 0 0 円	認 定 申 請 の と き

審査	る認定 申請手 数料			審査	る認定 申請手 数料		
				4 5 建築基	高度地	1 件につき	1 6 許 可
				準法第 5 8	区にお	0, 0 0 0 円	申 請
				条第 2 項の	ける建		の と
				規定に基づ	築物の		き
				く建築物の	高さの		
				高さに関する	特例許		
				る特例の許	可申請		
				可の申請に	手数料		
				対する審査			
4 3 ～ 6 4 (略)	(略)			4 6 ～ 6 7 (略)	(略)		
6 5 (略)	一団地 内に建 築され る 1 又 は 2 以 上の構 えを成 す建築 物の特 例認定 申請手 数料	(略)		6 8 (略)	一団地 内にお いて建 築等を する 1 又は 2 以上の 構えを 成す建 築物の 特例認 定申請 手数料	(略)	
6 6 (略)	(略)			6 9 (略)	(略)		
6 7 (略)	一団地 内に建 築され る 1 又 は 2 以 上の構 えを成 す建築 物の特 例及び 敷地内 に広い 空地を	(略)		7 0 (略)	一団地 内にお いて建 築等を する 1 又は 2 以上の 構えを 成す建 築物の 特例及 び敷地 内に広	(略)	

	有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料				い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料			
6 8	(略)	(略)			7 1	(略)	(略)	
6 9	建築基準法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請料	一敷地建築物 (一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。) の数が 1 である場合には 8 2, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上である場合には 8 2, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 9, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額	(略)		7 2	建築基準法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料 建築物の数が 1 である場合には 8 2, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上である場合には 8 2, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 9, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額	(略)
7 0	建築基準法第 8 6 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物の建築に関する特例許可の申請に対する審査	一敷地建築物 (一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。) の数が 1 である場合には 2 3 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上である場合には 2 3 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 9, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額	(略)		7 3	建築基準法第 8 6 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例許可の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料 建築物の数が 1 である場合には 2 3 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以上である場合には 2 3 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 9, 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額	(略)

7 1 ～ 8 5 (略)				7 4 ～ 8 8 (略)			
別表第 7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係) (別添 1 のとおり)				別表第 7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係) (別添 2 のとおり)			
別表第 8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係) (別添 3 のとおり)				別表第 8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係) (別添 4 のとおり)			
別表第 9 (略)				別表第 9 (略)			
				附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 6 8 号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項の認定を受けている又は同法第 5 3 条第 1 項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第 5 5 条第 1 項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の江東区事務手数料条例別表第 7 の 2 の部の規定は、なおその効力を有する。 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 6 7 号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 3 5 条第 1 項の認定を受けている又は同法第 3 4 条第 1 項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第 3 6 条第 1 項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の江東区事務手数料条例別表第 8 の 4 の部の規定は、なおその効力を有する。			

別表第 7 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第 6 条関係)

事務	手数料の名称及び額					徴収時期
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料					認定申請のとき
	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第 6 の 9 の項に掲げる額（建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について同表の 1 0 の項又は 1 1 の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					
	(1) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(略)	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 戸のもの	4, 7 0 0 円	
	イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	(ア) 住戸ごとの申請の場合	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	9, 4 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 6 戸以上 1 0 戸以下のもの	1 6, 0 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	2 7, 0 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	4 5, 0 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	8 2, 0 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	1 3 1, 0 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	1 7 0, 0 0 0 円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 3 0 1 戸以上のもの	1 8 5, 0 0 0 円		
			(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	(略)	
			ii 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以	(略)		

			下同 じ。)	
			iii 非住宅 の部分 (住戸の 部分、共 用廊下等 の部分以 外の部分 をいう。 以下同 じ。)	
			(略)	
(2)	(1) 以外の 場合	ア 一戸建て住宅		35,000 円
		イ 共同住 宅等	(イ) 住戸ごとの申 請の場合	申請戸数が1戸のもの 35,000 円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が2戸 以上5戸以下のもの	69,000 円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が6戸 以上10戸以下のもの	97,000 円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が11 戸以上25戸以下のもの	137,00 0円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が26 戸以上50戸以下のもの	197,00 0円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が51 戸以上100戸以下のも の	283,00 0円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が10 1戸以上200戸以下の もの	385,00 0円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が20 1戸以上300戸以下の もの	508,00 0円
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が30 1戸以上のもの	600,00 0円
		(イ) 一の建築物の 申請の場合	i 住戸の 部分	建築物の総戸 数が1戸のも の 35,000 円
				建築物の総戸 数が2戸以上 5戸以下のも の 69,000 円
				建築物の総戸 数が6戸以上 10戸以下の もの 97,000 円
				建築物の総戸 数が11戸以 上25戸以下 のもの 137,00 0円

					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
					建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
				ii 共用廊下等の部分	(略)	
				iii 非住宅の部分	(略)	
				(略)		
2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	変更認定申請のとき	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(略)		
	イ 共同住宅等	(7) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	3,300円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円		
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円		
			一の共同住宅等のうち同	134,000		

				時に申請する戸数が30	0円
				1戸以上のもの	
	(イ) 一の建築物の 申請の場合	i 住戸の 部分	建築物の総戸 数が1戸のも の	3, 300円	
			建築物の総戸 数が2戸以上 5戸以下のも の	6, 600円	
			建築物の総戸 数が6戸以上 10戸以下の もの	11, 000円	
			建築物の総戸 数が11戸以 上25戸以下 のもの	19, 000円	
			建築物の総戸 数が26戸以 上50戸以下 のもの	32, 000円	
			建築物の総戸 数が51戸以 上100戸以 下のもの	58, 000円	
			建築物の総戸 数が101戸 以上200戸 以下のもの	93, 000円	
			建築物の総戸 数が201戸 以上300戸 以下のもの	122, 000円	
			建築物の総戸 数が301戸 以上のもの	134, 000円	
			ii 共用廊 下の部 分	(略)	
			iii 非住宅 の部分	(略)	
(略)					
(2) (1) 以外の 場合	ア 一戸建て住宅			18, 000円	
	イ 共同住 宅等	(7) 住戸ごとの申 請の場合	申請戸数が1戸のもの	18, 000円	
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が2以 上5以下のもの	37, 000円	
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が6戸 以上10戸以下のもの	52, 000円	
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が11 戸以上25戸以下のもの	74, 000円	
			一の共同住宅等のうち同 時に申請する戸数が26 戸以上50戸以下のもの	108, 000円	
			一の共同住宅等のうち同	159, 00	

				時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	0円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	342,000円
		(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円
			ii 共用廊下等の部分	(略)	
			iii 非住宅の部分	(略)	
		(略)			

備考

- 1 共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

2 共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

別表第 7 都市整備部関係手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料）（第 6 条関係）

事務	手数料の名称及び額				徴収時期
1 都市の低炭素建築物新築等計画認定申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(略)			
		イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	(ア) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	(略)	
			(イ) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	(略)	
			(ウ) 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）	(略)	
	(略)				
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	21,000円	
			誘導仕様基準以外による場合	35,000円	
		イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円

				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円
			誘導仕 様基準 以外に よる場 合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
			(イ) 共用部分	(略)	
			(ウ) 非住宅の部分	(略)	
			(略)		
2 都	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				
市の	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				変更認定申請のとき
法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる	イ 共同住宅等	(7) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円

(別添2)

認定 の申 請に 対す る審 査	基準に 適合し ている ことを 示す書 類が提 出され た場合		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円
			建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円
		(イ) 共用部分	(略)	
		(ウ) 非住宅の部分	(略)	
		(略)		
	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	15,000円
			誘導仕様基準以外による場合	18,000円
		イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合
				建築物の総戸数が1戸のもの
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
				建築物の総戸数が301戸以上のもの
				誘導仕様基準以外による場合
				建築物の総戸数が1戸のもの
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
				建築物の総戸数が301戸以上のもの
		(イ) 共用部分	(略)	
		(ウ) 非住宅の部分	(略)	
		(略)		

別表第 8 都市整備部関係手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料）（第 6 条関係）

事務	手数料の名称及び額					徴収時期		
(略)								
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）					認定申請のとき		
(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	イ ア以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円			
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円			
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円			
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円			
				(略)				
				(イ) 一の建築物の申請の場合	i 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）		(略)	
		(略)						
		(略)						
		ii 非住宅部分	(略)					
			(2) (1) 以外の場合		ア 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
						当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
				イ ア以外	(7) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計	69,100円	

の建築物	請の場合	が 3 0 0 平方メートル未満のもの	円
の建築物の申請の場合	(イ) 一	i 住宅部分	円
	ii	モデル建築物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第 1 0 条第 1 号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきと	(略)

					して国 土交通 大臣が 定める 建築物 を用い て評価 する方法 をいう。 4の項 において 同じ。 よる場 合	
					標準入 力法等 (実際 の設計 の仕様 条件を 算した 一次エ ネルギー 消費量 及び周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 方法を いう。 4の項 において 同じ。 よる場 合	(略)
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				変更認定申請のとき
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づ	(略)	(イ) ア以外の建築物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ	

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	(略)				申請のとき	
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(7) 性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	(略)		
			(4) モデル住宅法 (省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	(略)		
			(7) 仕様基準 (省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	(略)		
		イ ア以外の建築物	(7) 住宅部分	i 性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)による場合		(略)
				ii フロア入力法 (省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合		(略)

			場合	
			iii 仕様 基準に よる場 合	(略)
		(イ) 非 住宅 部分	i モデル建物 法による 場合	(略)
			ii 標準 入力法 等による 場合	(略)
(略)				

備考

1 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表第8の1の部(2)の項、2の部(2)の項、5の部(2)の款イの項(イ)のii又は6の部(2)の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)のii又は4の部(2)の款イの項(イ)のiiに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3～10 (略)

1 1 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1 2 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

1 3 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 4 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同

住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 5 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1 6 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

別表第 8 都市整備部関係手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料）（第 6 条関係）

事務	手数料の名称及び額					徴収時期	
(略)							
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第 6 の 9 の項に掲げる額（建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について同表の 10 の項又は 11 の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						認定申請のとき
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略)	(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）	(略)			
			(イ) 非住宅部分	(略)			
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準を定める件（令和 4 年国土交通省告示第 1106 号）をいう。以下同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	20,000 円		
				当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	22,000 円		
			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	34,400 円		
				当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	38,400 円		
			イ ア以外の建	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000 円

		建築物	宅部分	満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 誘導仕様基準以外による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	 66,000円 118,000円 179,000円 69,100円 116,000円 196,000円 281,000円
			(イ) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	(略)	
			標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	(略)	
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づき、一の建築物について別表第6の9	変更認定

ギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	の項に掲げる額（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）					申請のとき	
	(1) 申請	(略)					
	に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	イ ア以外の建築物	(イ) 住宅部分	(略)			
			(イ) 非住宅部分	(略)			
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円		
			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円		
			イ ア以外の建築物	(イ) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		26,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		46,000円
		誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円		
		誘導仕様基準以外による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円		
				当該部分の床面積の合計	81,000円		

				が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
		(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	(略)	
			標準入力法等による場合	(略)	
5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (略)	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）又は誘導仕様基準による場合	(略)
			イ ア以外の建築物	(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合 フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	(略)
			(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合 標準入力法等による場合	(略)

			分		
(略)					

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれ別表第8の1の部(2)の項、2の部(2)の項、5の部(2)の款イの項(イ)又は6の部(2)の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)又は4の部(2)の款イの項(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3～10 (略)
- 1 1 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 1 2 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。